

保護者 各位

伊那市教育委員会事務局 生涯学習課

夏期休業特別学童クラブの開設について（要領）

1 期間

土日祝日及びお盆期間の8月13日～16日を除きます。

特別学童クラブは、申込者がおおむね10名とまらない場合は開設しません。

特別学童クラブを開設しない場合は、別途ご通知します。

| 場 所 | 期 間 |
|-------------------------------------|--------------------------------|
| 伊那小学童クラブ | 7月24日(月) から 8月21日(月) まで |
| 伊那東小・伊那北小・美篤小学童クラブ | 7月25日(火) から 8月22日(火) まで |
| 伊那西小・西箕輪小学童クラブ | 7月26日(水) から 8月23日(水) まで |
| 新山小・ <u>手良小</u> ・東春近小・高遠小・高遠北小学童クラブ | <u>7月26日(水) から 8月22日(火) まで</u> |
| 西春近南小学童クラブ | 7月24日(月) から 8月22日(火) まで |
| 西春近北小学童クラブ | 7月26日(水) から 8月24日(木) まで |
| 長谷小学童クラブ | 7月26日(水) から 8月21日(月) まで |

2 時間

午前7時45分から午後6時まで（受入：午前7時45分から、迎え：午後6時30分まで）

送迎は保護者の責任で行ってください。時間前に児童を放置することはお止めください。

3 対象

夏期休業中、家族等が家に不在で適切な保護を受けられない児童。

4 使用料

児童扶養手当を受けている方は、減免がありますのでお問い合わせください。

◆特別学童のみ使用する児童

基本額3,000円（2人目以降減免あり）と、利用日数×300円の合計額

使用料は9月に一括請求いたします。

◆通常学童クラブへ入所している児童

基本額3,000円（2人目以降減免あり）と、利用日数×300円の合計額

基本額は8月末に、利用日分については9月に請求いたします。

【※ご注意ください】

・申請書を審査し、入所が決定した場合には、申込のあった希望日で利用決定通知書を送付します。

欠席する場合は、利用日の前日午後6時までに必ず学童クラブへ連絡をお願いします。連絡がない場合、当日のキャンセルは使用料が発生します。

※特別学童のみ利用の方は、利用決定後に基本額が発生します。（結果的に利用がなかった場合でも、基本額は発生します。）

特別学童クラブの利用をキャンセルする場合は7月14日（金）までに取り下げ書の提出をお願いします。

5 申込について

期限 ・新山・高遠北・長谷・富県小学童クラブ 6月16日(金)
(富県小学童クラブは開設しませんが人数把握のため照会します。)

・上記4学童クラブ以外の学童クラブ 6月23日(金)

提出先 各学童クラブまたは生涯学習課
締め切り後の申込については、ご利用をお断りする場合があります。

6 提出書類

◆特別学童のみ利用希望の児童で、今年度、学童クラブをご利用したことがない方

- ①「入所申請書」
 - ②「利用申込書」
 - ③「就労証明書」父母1枚ずつ(自営業の方は受付印のある直近の確定申告書の写しか、開業届の写し添付。)
 - ④「祖父母等が保育できない申立書」(75歳以下の伊那市在住の祖父母がいる場合のみ)
- 全ての書類がそろってから受付となります。書類が不足している場合は受付できません。ご注意ください。

◆今年度通常学童を退所した方で特別学童のみ利用希望の方

- ①「入所申請書」
- ②「利用申込書」

◆通常学童に入所中で特別学童利用の方

- ②「利用申込書」

保護者の就労先、住所、家族構成等が変更になっている場合は必要です。

7 持ち物

昼食・水筒・おやつ(100円程度のもの)・帽子・上履き・水着・タオル・着替え・
水泳カード(各校のもの)(学校によりプール開放がない場合もあります)・マスク(任意)

8 その他

・初めて利用する方は、児童同伴で、学童クラブの見学が必要です。(事前にクラブへ電話予約が必要です。)

指導員に様子を見ていただき、スムーズに受け入れる事を目的としています。その際、申請内容についてお聞きする事があります。ご了承ください。

・夏休みに開催する「おいで塾」にお申し込みの方も、夏休み中学童クラブが必要な場合は、学童クラブの締め切り日までに申込みをしてください。締め切り以降の申し込みには対応できない場合があります。特別学童クラブの利用をキャンセルする場合は7月14日(金)までに取り下げ書の提出をお願いします。

(「おいで塾」に関しましては、各公民館へお問い合わせください。)

- ・学童クラブ使用料及び市税等に未納がある場合は、入所できない場合があります。
- ・指導員の指示を聞けない等、集団生活のルールが守れない児童は受け入れができない場合があります
- ・特別学童クラブのみ入所希望者で利用が決定された場合、基本額が発生します。

| | |
|-------|--------------------------|
| 担 当 | 生涯学習課青少年係 |
| | 久保田 浩二・鈴木 志津香 |
| 電 話 | 0265-78-4111 内線2722・2723 |
| F A X | 0265-72-4142 |